
◎開 会

委員長 ただいまから平成23年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を川村委員にお願いをいたします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案6件となっております。

◎松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

委員長 初めに、議案第26号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

保健体育課長 では、議案第26号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、私、保健体育課の加藤よりご説明いたします。

最初に提案理由ですが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に準じ、介護補償額の引き下げを図るため改正を行うものでございます。

政令公布、平成23年3月25日。施行日、平成23年4月1日。

改正の内容につきましては、条例第9条の2に規定する介護補償の額を政令の改定に準じて引き下げるものでございます。具体的にはお手元の資料の2枚目、新旧対照表のとおりでございますが、3ページ、4ページになるかと思えます。説明させていただきますと、常時

介護を要する状態にあり、実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護補償の限度額について、10万4,730円を10万4,530円にマイナス200円となります。常時介護を要する状態にあり、親族等による介護を受けた日がある場合の介護補償の額について、5万6,790円を5万6,720円に、これはマイナス70円となります。

次に、随時介護を要する状態にあり、実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護補償の限度額について、5万2,370円を5万2,270円に、これはマイナス100円となります。随時介護を要する状態にあり、親族等による介護を受けた日がある場合の介護補償の額について、2万8,400円を2万8,360円に、マイナス40円となります。以上を改定するものでございます。なお、現時点で該当者はありません。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。議案第26号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

ご説明はありませんでしたが、これは政令の改正に伴う改正でございます。形式的な変更ということではよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第26号につきましては質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第26号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第26号は原案どおり決定いたしました。

◎平成24年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について

委員長 次に、議案第27号「平成24年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」を議題といたします。

ご説明願います。

指導課長 それでは、議案第27号「平成24年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」提案いたします。

提案理由は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条4項の規定に基づき、平成24年度に使用する松戸市教科用図書の適正な採択に関する方針を決定するためです。本年度は来年度中学校の新学習指導要領の完全実施に伴い、中学校の教科書採択を行う重要な年でございます。

それでは議案の2ページ、平成24年度松戸市使用教科用図書に関する採択の方針をごらんください。

1、目的はそこにあるとおりでございます。平成24年度に松戸市立小中学校で使用する教科用図書を適正に採択することを目的とします。

2、採択の基本方針につきましては、そこにあるとおりでございます。

3、協議会規約の遵守。規約については4ページ、5ページにありますとおり、昨年と変更はございません。協議に当たっては、東葛飾西部地区内に設置される教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約を遵守するものとします。

4、協議会の委員です。協議会規約第4条に基づき、松戸市教育委員会から協議会に出席し、意見を述べるができる者は、その(1)(2)にあるとおりでございます。

5、候補図書の公表につきましては、各委員が推薦しました候補図書についての公表はいたしません。

6、採択図書の決定。協議会が種目ごとに選定した教科用図書については、松戸市教育委員会会議でこれを採択いたします。

7、情報開示。協議会で提示された文書及び選出された委員の職及び氏名等について、松戸市教育委員会が教科書を採択するまでは開示しないこととします。

以上、平成24年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について承認を求めます。

委員長 どうもありがとうございました。議案第27号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 先日、私の子供が通っております学校の父親の集まりで、ある父親の方がこの点についておっしゃっていたので、私の知る限りで正しい情報をお伝えしたんですけども、その方の意見として、教育委員が教科書を全部ちゃんと読み込まないで選ぶのはおかしいと、山田さんは全部読んでいるのかということでした。その仕組み自体が伝わっていないということも含めて、私が知る限りのことを申し上げたので、あえてこの公式の場でむしろ確認をして、どのようにして公平性を確保し、あるいは最適なものを選ぶということを担保しているかということ念のためちょっと確認したいと思います。

質問といたしましては、今ここにあります採択の方針を基準にして、この議案と直接はもしかしたらかわりがないのかな。この先の話になると思うんですが、その採択に向けての

流れ、それからちょっと先走って言うと専門調査員の先生方との役割について改めて教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 本日の資料にはその辺の資料は添付されておりません。しかし、次回の教育委員会会議で、正式に採択の決議をすることになります。本日の議題は採択の基本方針を決めることでもあります。山田委員の質問は、採択に向けての流れ等について説明をいただきたいということです。事務局、よろしいでしょうか。

指導課長 それでは、流れについてなんですが、この後5月19日に第1回教科用図書採択地区協議会を開催いたします。2度目が6月17日、専門調査員委嘱式並びに打ち合わせ会を行います。6月17日から教科書の展示会が始まる予定になっております。これ以降に第2回の教科用図書採択地区協議会というのを行っていく流れになっております。

最後になりますが、7月下旬に各市教育委員会会議で採択会議を受けて採択報告という形になっております。

委員長 ということですが、山田委員、よろしいですか。

山田委員 はい。採択委員と専門調査員の先生方との役割について、ちょっと補足していただきたいと思います。

指導課長補佐 採択委員というのは、教育委員さんを含めた教員の代表、それから教育委員の代表、それと保護者の代表がそれぞれの地区から選ばれてきて、教科書についての議論をします。専門調査員というのは教員の中から代表して、各教科に詳しい者を教科書にして詳しく調べ、それを採択委員さんに説明するという役が専門調査員の役目です。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 この方針の2ページの4のところには、協議会の委員という言葉を使っています。採択地区協議会というのがある、そこでも協議会は委員という言葉を使っています。先ほどの言葉遣いとあわせると、これを採択委員という使い方をしているという意味で、正式には協議会委員ということですね。

指導課長 はい。すみません。申しわけございません。

委員長 内容については昨年度と同じだというご説明でした。いかがでしょう。

山田委員 あえて自分なりにまとめさせていただくと、3つの市から集まった代表の方が、専門調査員の先生方がまとめた各教科書の特徴であるとかいったものを、もちろん現物を見ながら確認をした上で、三つの市でこれが適当ではないかといったことを、方向性を決めた上で各教育委員会に持ち帰って、決定をし、それがすべて集まれば採択されるといった報告が

また再度各教育委員会でされるということで、東葛の西部の地域で一つの種類の教科書、特定の一つの教科について一つの種類の教科書を選んでいくという作業がなされているということで、その上では専門の見識をあわせて、生徒に一番ふさわしいと思うものが選ばれるということで、慎重に、また十分な情報を持って採択されているということで理解をしております。私もしておりますし、今ご説明の中でもそういうふうに感じております。確認できましたので、念のために繰り返しました。

委員長 これは大事な点ですから、教育長、もう少し流れをきちっとご説明いただけますか。

教育長 日程は今、指導課長から申し上げたとおりでございます。基本的には各採択委員になられた方は、それぞれ教科書展示会その他で、これは個人的に勉強していただく。それから、3市が集まったところで調査員から説明を受けながら、それぞれの識見で選んでいただいて、投票により西部地区の教科書候補を1点ずつ採択されますが、その結果は各委員さん、採択委員の先生方の意向とは違うかもしれないし、合うかもしれない。それは何ともわかりませんが、それを持ち帰ってきて、松戸市の教育委員会議で再度同じことをやって、松戸市としても西部地区で採択された教科書でいいかどうか、そこを再度決議いただくことになります。

そして、全部が一致すれば松戸市としては異議がないということ。もし一致しない場合は再度西部採択地区協議会を開きまして、本市は一致しないのもう一度というふうに差し戻す形になります。それは松戸だけではなく、ほかの市も同じになりますので、全部が一致するまで結果的には繰り返すことになるんですが、3市が一致した時点で西部地区の教科書がいわば採択が決定されると。それを8月31日以降に発表していくという形になります。大体そんな予定になりますので、それぞれ得意・不得意いろいろとあると思うんですが、今申し上げたみたいに個の責任、それから教育委員会での話し合い、そういうものをそれぞれの段階で繰り返すことによって最終的には最大公約数的に妥当だと思われる教科書が選定されていく、そういうふうな仕組みでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。それでよろしいですか。

山田委員 はい。

教育長 展示会は。

山田委員 展示会があれば私も勉強が可能です。

教育長 私どもも提供できるようになっております。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

川村委員、何かございますか。

川村委員 昨年度と同じように変更はないので、これをお願いいたします。

委員長 採択の方針についてはこれでよろしいということですね。

八田委員、よろしいですか。

八田委員 結構でございます。

委員長 瀧田委員、よろしゅうございますか。

1つだけ私のほうから、教育長、ちょっとここで一応意見だけ交換したいと思いますが、昨年とほぼ考え方としては変わらないという点は、これは構わないんですが、松戸市の英語教育を中心とする語学教育、あるいは言語活動教育という点から、その辺で実際に教科書の採択に当たっては、それらを生かせるような教科書を採択する方向で考えていくという意味ではいかがでしょうか。

教育長 委員長さんに言っていて、きょうまさにそのとおりだろうと思います。3ページにあります、中心で言いますと内容のところに、松戸市の学校教育、指導方針の適合。教科の目標というのは、これは指導要領のを中心にと理解すればいいかなとは思いますが、松戸市そのものも重点がございますので、それは前にご説明、青本としてお渡ししてあるとおりなんです。

それから生徒への提供、これは松戸市の状況です。今、委員長さんからお話があった、例えば英語でいうと中3の感想だから、実際の学力とは一致しないんですが、60数%の子供が英語の苦手意識を持っているというのは、全国平均より若干高いので、これは実態の一つなんだろうというふうに思っています。

地域の適合性、これも1番とよく似た形にはなりますが、委員さんたちにもご指導いただきながら、言語活用科、特に今年から小学校の外国語活動、英語、今研究を始めて、一部導入している言語活動等、それは全教科を通底するようなものになっていく、またしていきたいということがございますので、そうした視点から特に見ていただくことが、地域の、また本市の特性に合った教科書の採択の一つの基準になるのかなというふうに思っています。

したがって、普通そこにあります組織、配列、表現その他も、どちらかというと内容がよければというのがありますが、予想以上に系統性ですとか、分量ですとか、そういうものについてもかなり問題になっているのかなと思っております。

これはある学校の話です。さっき聞いたばかりなので、正式に調査したわけではないので

すが、中学校1年生は例年のカリキュラムより1月ぐらい早く進めることができているような学校もありますので、そうした学校の工夫に対応できるような系統性についても見ていただけるとありがたいなど。細かなことは次回またさらに申し上げたいと思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。本日はこの採択についての基本方針をこのような形で決定するということでの審議事項になります。

山田委員 もう一つだけ、すみません。

委員長 山田委員。

山田委員 これは松戸市の方針ということで、恐らく同様、あるいは類似の内容で流山、野田が決めてこられるのだろーと思えます。近隣市そのほかがどのような状況なのか。突然の質問で恐縮なんですけど、わかる範囲でどのようなくくりでまとまってやっているのかということをお教えいただきたい。

教育長 くくりって、何ですか。

山田委員 ブロックです。地区……

教育長 東葛では残りの6市が東地区って、そういう意味じゃないですよ。

山田委員 この3市です。

委員長 柏、我孫子、鎌ヶ谷が東部地区。

山田委員 あるいは市川はどうかとか。

委員長 葛南は葛南でまたやっているんですけども。

山田委員 葛南でまとまって1つですか。

教育長 葛南も2つぐらいに分かれているのか、昔と違って、同じぐらいでしょう。

指導課補佐 今すぐ手元に資料はないんですけども、葛南は幾つか分かれております。県内では1市でやっているのが千葉市と市原市ともう一つ、船橋。それ以外は2市から3市、7市ぐらいまで、細かいところではそれくらいまでの集まった形で共同採択という形になっています。

教育長 千葉は政令市ですので、これは嫌でも1人でやらないといけません。船橋も70万都市ですが、政令都市ではなかったのではないかと思います。

本部長 中核。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第27号につきましてはこれで質疑及び討論を終決し、採決いたします。

議案第27号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議はないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

委員長 次に、議案第28号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育研究所長、ご説明願います。

教育研究所長 教育研究所長、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第28号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」ご説明をいたします。

提案理由につきましては、松戸市心身障害児就学指導委員会条例第4条に規定されている委員の任期満了に伴い、今年度は2年目ごとの委嘱がえの時期に当たり、新たに委員の委嘱をお諮りするものでございます。2ページにお諮りいたします15名の委員の一覧を載せてございますので、ごらんください。

1号委員は、久保木晃一、学務課長補佐、新任です。

2号委員は、特別支援学級設置校校長会の代表で校長会より推薦を受けました森里美、馬橋小学校校長、新任でございます。

3号委員は、学級担任、その他の学校代表です。後藤忠幸、第一中学校教頭、新任でございます。千野直樹、小金小学校教頭、新任でございます。お2人とも設置校の教頭先生でございます。特別支援学級の担任代表として、坂入洋子、稔台小学校知的学級担任、新任でございます。飯田和子、常盤平第二小学校言語学級担任、新任でございます。石井智子、栗ヶ沢中学校自閉症・情緒障害通級指導教室担任、継続でございます。

4号委員は、専門医師の代表です。辰巳憲先生、新任でございます。久場川哲二先生、市川秀一先生はお2人とも継続でございます。

5号委員は、学識経験者として聖徳大学教授の都築忠義先生、つくし特別支援学校校長の

木場秀吉先生、松戸特別支援学校校長の荒井勝夫先生の3人です。3人とも継続でございます。

6号委員は、福祉施設等の職員ということで、柏児童相談所診断指導課長の松野真様です。新任でございます。松戸市こども発達センター通園部施設長の松山淳一様、継続でございます。

以上の15名でございます。就学指導委員会は年間10回開催させていただいており、昨年度は54件のケースについて審議をいたしました。委員の任期は平成23年6月7日から平成25年6月6日までの2年間です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。議案第28号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

川村委員 この就学指導委員は心血を注ぎますね。慎重な審議の結果、適当と思われる就学についてのご助言をいただくわけですが、本当に大変だと思います。就学指導委員は何名までですか。ずっと15名になっていますが、何名以内ぐらいまでいいのでしょうか。

教育研究所長 一応人数のほうは20名以内ということで組織をしております。任期は先ほど申しましたように2年でございます。

川村委員 就学指導委員会にかけるまで学校側の対応だとか、保護者の気持ち、願いも聞いたり、子供の発達過程もよく踏まえた上で決定しますが、就学指導委員会にかけるまでのプロセスは、調査委員がいてやるわけですね。

教育研究所長 はい。

川村委員 その調査委員は何名ぐらいですか。

教育研究所長 ことしは調査員4名ということで考えております。調査員につきましては、自閉症・情緒中心の委員、知的の児童担当の委員、それから肢体不自由の関係の委員というふうにして4名を選んでおります。

川村委員 特別支援教育が平成19年度から学校教育法に位置づけられました。本当に大変な中で、松戸はいい方向に進んでいますけれども、就学相談だとか、就学指導とか、スタートラインがとても大事になっていくと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

教育研究所長 わかりました。

八田委員 心身障害児の方が就学するとき、就学前に全員の健診診査をするのですが、これまで

にも何度かお話に出ていたようですが、その健診を拒む保護者、健診を希望しないと申し出る保護者がいると聞いています。それによって学校の健診に携わる人の中で当惑する場面があり、どうしたものかと戸惑うこともあると聞いておりますが、いかがでしょうか。

教育研究所長 昨年度はそういった困った事例というのはございませんでした。

山田委員 実際にどういった決定をすることなのかなと思って議案に臨ませていただいたんですが、川村先生のお話の中で大体わかりました。特別支援学校に行くとか学級に行くとか、本人にとって一番よい方向での受け入れ体制をつくる、決定していくという役割は大変なご苦労が多いかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

瀧田委員 考えれば考えるほど難しい局面なんだろうと思っております。これは就学指導という、対象のお子さんというのは6歳、7歳の小学校へ入る前ですね。

教育研究所長 就学については小学校に入る前のお子様を対象となります。

瀧田委員 そこである程度のいろいろな調査があったり、それから皆さんでの話し合いというのがあって、就学が始まるわけですが、発育途中で改善が見られて、普通学級のほうとか多少発達はおくれているけれども、いろんな面で変わっていくというケース、そういうものの発見というのはどういうふうにしていらっしゃるかなと思って。それで実際にあり得るのか。その辺がいつも気になりながら。どうなんでしょうか。

教育研究所長 今お尋ねの点ですけれども、実際にいろいろ難しいケースも、中にはございます。決定というか、決まってからいろんな変化がある場合もございます。そこで、経過観察といひまして、状況によるんですけれども、2年間の経過を見るというケースもございます。それにつきましては追跡調査といひますか、先ほどの委員と調査員がいますので、よく見て、いろんな条件を出してきて、もう一回審査していくということもございます。戻るケースもあります。

瀧田委員 ありますか。

教育研究所長 はい。実際にはございます。昨年度2件ございました。

それから、先ほど私の言葉で誤解がないようにしたいと思っておりますが、就学指導委員会で決定という形ではなくて、いろいろな書類審査の結果、あくまでも条件を出して、最終的には保護者が自分の意向をそこに合致するかどうかということで決定していくというのが最終判断になってきますので、その辺のところをご承知いただきたいと思っております。

瀧田委員 何が何でも普通学級のほうに変わっていくということではなく、そのほうがいい場合と、それから混乱する場合とあると思われましたので、やはり追跡をしたきめの細かいケ

アをお願いしたいなとつくづく思います。

それからもう一つ、小学校のお子さんは結構人数が多いと伺っていますが、そのまま中学へ行ったときの門が狭くなるということはあるのでしょうか。

教育研究所長 今現在、行っている子が中学へ行ったときに狭くなってしまいかと、そういうことは特にはございません。

瀧田委員 ありがとうございます。手厚いケアをお願いしておきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

委員長 よろしゅうございますか。

参考までにちょっと確認させてください。本日のこの議案は、松戸市中心身障害児就学指導委員会委員の委嘱です。根拠条例は、松戸市中心身障害児就学指導委員会条例第4条と今、委員に知らせました。これが正確なんだと思いますが、いただいている松戸の教育の資料版では105ページを見るとこの委員会を就学指導委員会委員という、そういう名称になっています。これは同じですか、違いますか。

教育研究所長 同じでございます。

委員長 正確には心身障害児就学というふうに頭につくわけですね。

教育研究所長 はい、そのとおりでございます。

委員長 わかりました。

それでは、よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第28号につきましては、これをもって質疑及び討論を終決し、採決いたします。

議案第28号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第28号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について

委員長 次に、議案第29号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

少年センター所長 議案第29号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」ご説明

申し上げます。

提案理由でございますが、松戸市少年センター設置条例第3条の規定により、現在16名の方々に少年センター運営協議会委員を委嘱させていただいております。

委員さんの職務についてお話をさせていただきますと、少年センターの適切な運営を図るため、毎年活動方針及び活動計画等を協議・決定していただくこと、また少年センターの運営に関しましてご提言、ご指導をいただくということで、協議会を年4回開催しております。

今般、運営協議会委員のうち教育関係者で構成されております1号委員、児童福祉関係者で構成されております2号委員並びに関係機関団体で構成されております5号委員にそれぞれ人事異動等によりまして変更が生じたため、ご提案をさせていただくものでございます。

次ページの委嘱者名簿をごらんいただきたいと存じます。1号委員（教育関係）の欄でございますが、松戸市立古ヶ崎中学校校長、高橋政弘先生につきましては、前任の松戸市立栗ヶ沢中学校校長、加藤博之先生が本年4月1日付の人事異動によりまして松戸市教育委員会に異動されたため、委嘱がえをさせていただくものでございます。

また、松戸市立大橋小学校校長、久保邦秀先生につきましては、前任の松戸市立貝の花小学校校長、村松勝美先生が本年3月31日付をもちまして定年を迎えられたことに伴い、委嘱がえをさせていただくものでございます。

教育関係の委員さんの選任に当たりましては、松戸市校長会からご推薦をいただいているものでございます。

次に、2号委員（児童福祉関係）の欄でございますが、本年4月1日付の人事異動によりまして3名の委員さんが委嘱がえとなっております。柏児童相談所長、西村博行様につきましては前任の坂口洋様から、松戸健康福祉センター長、井上孝夫様につきましては前任の中川晃一郎様から、松戸市子育て担当部長、龍谷公一様につきましては前任の折原純二様から、それぞれ委嘱がえをさせていただくものでございます。

次に、5号委員（関係機関団体）の欄でございますが、青少年相談員連絡協議会会長の椿和元様につきましては、前任の島倉美賀様から委嘱がえをさせていただくものでございます。

以上、6名の委員さんの選任についてご提案をさせていただくものでございます。

なお、任期につきましては、今回は前任者の残任期間ということから、ご承認をいただければ本日、平成23年5月12日から平成23年10月31日までの期間となります。なお、平成23年度の第1回目の少年センター運営協議会を今月5月24日に開催する予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。議案第29号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

川村委員 運営委員のほうは16名ですね。昨年は4回運営協議会をなされたということですが昨年度はどんな内容のものが話されたかを教えてください。

青少年課長 1号委員から5号委員さんまで、各教育関係者、それから児童福祉関係、警察等々、いろいろな委員さんに来ていただきまして、やはり一番多いのは警察からの情報提供で、近況の少年たちの非行状況、補導状況、場合によって警察の場合は逮捕の状況だとか、検挙と言った情報等をいただいております。

それから、私ども実際少年補導員が補導に回っております。子供たちの姿は少なくなったというご報告をさせていただいたときに、何時ごろまで回っているのではという話があり、やはり警察のほうで夜11時以降等、子供たちがまだいますよと、そういった子供たちの最近の動きといったものを頂戴してございます。

また、学校関係の先生方からは、当然児童生徒さんたちの学校の日ごろの様子、それから例えばその中で事件、事故等あれば、そのお話を頂戴している。そういったことが基本になっております。

川村委員 それではもう少し。

委員長 お願いします。

川村委員 委員さんの話し合いの中で、特に議題に上って、このことに慎重に話し合ったというケースはありますか。

青少年課長 昨年場合は特に大きな話題になって、継続とか重要だという形で取り上げられたケースはございません。

川村委員 わかりました。

山田委員 すみません、ちょっと雑駁な質問で申しわけないんですが、少年センターの運営協議会の委員さんということで、少年センター全体像を確認させていただきたいんですけれども。

青少年課長 少年センターについて内容をお話しさせていただきます。

大きな事業としましては、少年補導員による街頭補導がございます。それからもう一つ、家庭教育指導員、学校の先生だった方をお願いするわけなんです、そこで青少年の相談業務、電話並びに来所の相談業務を行ってございます。前段の少年補導員による街頭補導で

ございますが、現在145名の方々に委嘱をさせていただいております。それで、月ほぼ20日前後、時間帯はその日によって変わりますが、午前からの補導、午後からの補導、薄暮の補導並びに夜間の補導といった形で人員を配置しまして、私ども少年センターの職員とともに回っております。回る先というのはメインとなるのがゲームセンター並びに公園といったところになります。

そのほかに地区を主体とした補導がございます。先ほど145名の方々のおのこの地区に居住がありますので、そこを中心に年6回程度の地区の独自の補導活動も行っております。また、それとあわせて地区会議という形で設けまして、地区の学校のほうにお邪魔をさせていただいて、地区の中での補導員さんの情報交換並びにお訪ねをさせていただきました学校からの情報等をいただいているといったことでございます。

それから、そのほかに隣接地、私どもの場合、市川と鎌ヶ谷相互に補導並びに情報交換等も行っております。主にそういった補導活動が一つの大きな事業でございます。

それからもう一つ、後段のほうになりますが、相談事業という形で相談を受け付けております。これにつきましては、私ども電話相談、それから少年センターの中に部屋がありますので、そちらに来所相談という形でご相談をいただいているところでございます。

以上、雑駁な説明ですがよろしいでしょうか。

山田委員 わかりました。相互に有機的にちゃんと情報が行き渡ればいいなと思いながら聞かせていただきました。

委員長 そうですね。我々教育委員も何年前ですか、補導員の皆さんと一緒にゲームセンター、公園、その他の場所を一緒に見させていただきました。とても参考になりました。ご説明いただいたことは、現場を伺ってみるとよくわかる。それを知らないとその辺の説明もちょっと不十分になるんですけども、我々は幸いそういう経験をしました。ですから、できればまたそういった機会もつくっていただければありがたいです。

瀧田委員 今ご説明いただいて、子供たちの健全な育成に取り組んでいただいているのはよくわかりました。ただやはり今の時代は、いつも申し上げるんですが、インターネット関係の事件に巻き込まれた場合、そういうもののキャッチというのはどういうふうな形で上がってきているのでしょうか。それとも、そういうものはなかなかキャッチできなくて、こぼれていってしまっているという現状なんでしょうか。

青少年課長 インターネット等、ネットの関係で多くの子供たちの相談ですとか悩みの多いのは、どちらかというと教育委員会の指導課さんのほうに問い合わせが入っております。ただ、私

ども青少年課、少年センターのほうにも警察を通しましてそういった部分での問題が起こっていて、インターネットを使った子供たちに悪さをするような話、もうちょっと年齢的には上の出会い系サイトの話といった情報は入ってまいります。

ただ、私も先ほどの電話相談を含めまして、インターネット、いわゆるITの中での問題については、どちらかというところと教育委員会の指導課さんのほうに話は来ているのではないかと。

瀧田委員 そういう何ていうか、担当の方は特に置いていないという形ですか。

青少年課長 はい、今のところ。

瀧田委員 やっぱり今これから当分子供に対する指導の仕方もあるんですが、社会に対する発信というのを、こういう大きいセンター運営協議会が一つの力として力強く声に出していただくのも一つの大きな歯どめになるんじゃないかと思います。

好ましくない情報が家庭の中に入ってきたり、子供たちの自由な時間の中に入ってきていますので、ある程度企業のやりたいこともあるでしょうけれども、まだ価値判断ができていない子どもたちに対する少し防波堤、そんなものになっていただくということができるといふふうには期待はしているんですけど。

委員長 指導課はどなたかいらっしゃいますか。お帰りになった。

教育長 今いませんので、かわりに。

委員長 教育長、お願いします。

教育長 そんなに明確な区分ではないんですが、おおむね青少年課長から申し上げたとおり、少年センター等は各代表の方々に構成されておまして、情報の交換、予防。今、例えば非行予防など、そういうようなことがどちらかというところ業務の中心になってきて、現実の非行や、今、瀧田委員から言われたようなことは個別のいわば問題になりますので、直接は指導課とか、それが担当するような形になっております。大枠を基盤をつくり、個別の対応は特に4階の学校教育、子供であれば。

ただ、家出ですとか、大人が絡んでいたりすると、少年センターの持っている広域性というんでしょうか。それから県外、市外、そういうものについてはかなりこちらが窓口になって調整していただいたりする、そんなような。要するに事案によって違うんですが、そんなような主な区分になっております。

委員長 よろしいですか。

瀧田委員 はい。

委員長 実は昨日、東葛飾支部の教育委員会の総会がありました。そこで東葛6市の教育委員の皆さんの会合があり、新会長さんの就任の話として、こんなことをおっしゃっていました。会長としては、東葛飾のこの地域が千葉県における教育の一つの重要な役割を担うような形で教育を支えていくし、進めていきたいと。つまり自分の市だけがよくても教育としてはいいことではない。少なくとも東葛の6市は協力し合っていい教育をしていこうと、そういう連絡の場としたいということをおっしゃっていた。

このことは、このセンターの運営協議会のテーマについてもやはり似たようなことがあって、松戸がよくてもだめなんですね。松戸の子供たちが市川に行ったり、あるいは船橋へ行って、そこで何か問題を起こしては困るし、逆に市川や船橋の子供たちが松戸へ来て問題を起こしても困る。ということは、やっぱり千葉県、あるいは近隣の市町村でそれぞれ協力し合う必要がある。そういう意味での連絡をとり合うことも大事だということですよ。

したがって、少年センター運営協議会の役割というのは、伝統的な補導というようにところに重きがあったと思います。ITによる犯罪や、あるいは問題というのは、最近の新しい問題ですよ。それにどう対応するかというのは、従来とはちょっと違った手法で考えていかなければいけない、あるいは対応しなければいけないという、全く新しい問題。そうすると、これは松戸市だけの問題ではない。千葉県だけでなく、全国規模で検討しなければいけないことですよ。

そういう意味では、松戸市だけではとても解決できない問題も多々あると思います。そういう広がりを持っているという意味で、今、瀧田委員おっしゃったのは検討事項になると思います。

さて、このセンター運営協議会委員の委嘱についてはよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第29号の質疑及び討論はこれをもって終結し、採決いたします。

議案第29号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市体育指導委員の委嘱について

委員長 次に、議案第30号「松戸市体育指導委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長 この件につきましては、体育指導委員に関する規則第3条の規定に基づき、別紙の3名の者を松戸市体育指導委員に委嘱するということです。

提案の理由としましては、体育指導委員が不足、欠員している地区に新委員を委嘱するためでございます。

次ページにありますように、今回指導員の不足している小金地区から、堀博さん、大谷正美さん、長谷川雄一さんの3名が地区長から推薦がありまして、ここで委嘱するものでございます。

4ページにありますように、松戸市におきましては11地区に分かれており、左の表の一番下にあります合計125人というのは明確な規定はありませんが、定数の目安として、これは松戸市人口に対して4,000人の1人の割合で、理想は125名ということです。小金地区につきましてはナンバー9にありますように、定数は12名であります。今回推薦・委嘱しようとしている3名を追加しても10名というような形になっております。

以上、3名を委嘱するということでございます。

委員長 ありがとうございます。議案第30号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

川村委員 この体育指導委員というのは法的に唯一定義づけられている立場の人だと思います。

その中で年齢を見ていきますと新任だけじゃなくて、小金地区の中の21期41年の方がいますが、何歳ぐらいなんですか。

スポーツ課長 名簿には、生年月日を記載しておりません。

高齢の方で、75～76歳の方も今現在もいらっしゃいます。ちなみに、今回推薦いただいた堀さんが昭和16年で70歳、大谷さんが昭和30年で55歳、長谷川さんが昭和35年生まれで50歳でございます。

瀧田委員 昔は本当に30代ぐらいから皆さんやってらしたから、41年といっても多分若いときからやっていらっしゃると思いますけど。

川村委員 すごいですね、41年間も頑張っていらっしゃって。昨年は81歳の方が一番のご高齢だったような気がするんですけど。わかりました。

瀧田委員 新任3人、小金地区にお入りになって、ちょっと一息ついているところだと思いますけれども、やはりメンバーが一人でも多くなってくると、それだけ活動がしやすくなると

と思いますが、それぞれ軽スポーツとか、いろんなスポーツの初期的導入をしていくのが仕事だと思いますけれども、何かスポーツは専門性そのものを求めていますか。

スポーツ課長 3名の方につきましては、小金地区は非常に子どものソフトボールが盛んで、推薦書を見ましたところ、3名とも日本ソフトボール協会の公認の審判員で、堀さんは1級、大谷さんと長谷川さんは2級の審判員の資格を持っておられます。

瀧田委員 3名ともソフトボールですか。小金地区はたしか少し強いのではないかなと思いましたが、そういうふうの特徴をつくるのも大事なのかもしれません。あらゆる年代の方。最近、運動公園なんか見ていると、本当にご高齢の方が随分たくさん集まっていっしょやるなと思いますが、やはり大事なのはスポーツの基本、安全であること、衛生的であること、社会的ルール等、その辺はきちっと押さえながらのスポーツ指導をしていただかないと、かなりマナーがルーズになっている感じです。

ちょっと自由というか、何でもいいんでしょうけれども、スポーツ課さんのほうでもスポーツマナーの指導、そして体育指導委員の指導もあわせてお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 今、瀧田委員が指摘されたようなことはスポーツ課に情報として入っていますか。

スポーツ課長 その情報は入っておりません。

瀧田委員 子どもも使っているし、女の人も使っているし、男の人も使っているしあらゆる市民の利用がみられます。みんなでルールを守って、ある程度のレベルの高さというのかみんなが安心してスポーツが出来るよう、スポーツをする人間のレベルの高さというのを自分たちで築いていかないと、何でもいい、何でもありみたいになってしまうと、とてもある意味崩れていく危険になりかねないというふうに私は思って、あえてここで。これは記録の中からは削って結構なんですけれども申し上げました。

スポーツ課長 指導委員さんの会議、そのようなときであれば会長のほうに状況を説明し、指示していただくなり、注意していただくなり、お願いすることにいたします。

瀧田委員 市の職員は、土曜日、日曜日、どなたもいらっしゃらないですね。たしか管理の方だけですね。

スポーツ課長 受付は非常勤職員の方だけです。

瀧田委員 そうですね。例えば、今節電で、電気を落としていますよね。そうすると、私なんか用があって行くときに、電気をつけながら行かないと真っ暗のままです。本当はまめに安全のためにけしたりつけたりしていただかないと、みんなが電気のありかを知っているわ

けじゃないんで。それなんかも随分このごろ何か不安だなというふうに思うんです。

スポーツ課長 通路の全部電気は、昼間消しています。

瀧田委員 昼間は消しているでしょう。6時ぐらい。もう暗いです。そういうときに廊下と階段はつけていただかないと、何かあっても怖いと思います。

スポーツ課長 通路で体育館に行くところは、片側の道路を節電のため消灯しております。

瀧田委員 広うございますからね。安全面、治安の面でも丁寧に見ていただく必要を感じます。例えばぞうさん公園とかなんかも、もうてきめん落書きがひどくなったりするんです。

ちょっと本文とは外れましてごめんなさい。でも、社会体育というのはそういうことなので、申しわけありません。すみません。

委員長 そうですね。6人の教育委員の中でどれほどそのような形でまめに現場を見ているかという、恐らく瀧田委員が一番詳しい。そういう意味で気づいたことを今お話しいただいたんですね。

松戸市体育指導委員を教育委員会の定例会議で審議するという事は、教育の一環として行っているということですね。したがって、これは学校教育における体育教育とは違いますが、社会教育の一環として地域社会のスポーツを盛んにするという意味もあって、これをお認めしているとお願ひしたい。そういう意味では、スポーツを強くしたり、あるいはスポーツだけがよくなればいいということではなくて、教育の一環としても見ていきたい。瀧田委員はそれが言いたかった。そういう意味では体育指導委員を通じて子供たちの社会教育を身につけるような指導もぜひお願ひしたいという趣旨にご理解ください。よろしゅうございますか。

山田委員 感想と申しますか、意見にとどまるんですけれども、新任の方が一番若くて50歳というのは、若いとさっき瀧田先生おっしゃったんですけれども、昔は若いときからやっていたということが、やはりなかなか今はそういう時間もない、あるいはかかわりもないという中で、30代、40代の方がやる機会というのはなかなかないだろうと思います。これはしようがないのかもしれませんが、体育指導委員という制度が機能していく、あるいは地域の中で本当に意味あるものになるためにも、どうやったら若い世代がこういう公の役割をやることだけが意味があるわけじゃ決してないんですが、かかわるようになるんだろうかということ課題として、以前からも思っていましたし、改めて思いました。

サッカーのコーチとかソフトのコーチとか、若い方は結構いらっしゃることはいらっしゃるんですね。お父さん方が子供たちの面倒を見るという上では、大変頑張っておられる方が

たくさんおられるので、できるだけそういった意味で地域という目でまたそういう方が、公的な役割を担っていただくようになると意識が高まってくるのかな。ただ、今これ地区長さんの推薦ということでお聞きしましたが、果たして自治会とか地区とかいったものがそういった目が届く推薦母体として機能しているのか、あるいは今後もしていくのかということであると、何かもう一工夫教育委員会と、あるいはもしかしたら自治会という教育委員会ではないと思いますけれども、何か連携の中でそういう母体を広げていく地道な掘り起こしが必要なんだろうなというふうなことを感じました。

すみません、以上です。

委員長 ありがとうございます。それはどの分野でもある程度言えることだと思います。

4ページの集計表を拝見しますと、本庁地区は平均年齢67.2歳、矢切のほうは51.7歳と、これだけ平均年齢差があります。それから今、山田委員がおっしゃったことは、恐らく地域の事情があつてこうなっているということも考えられますね。全体的に高齢化ということじゃなくて、地域の問題だと。その地域の住民全体の年齢構成が高ければ当然こうなってくる可能性もありますね。そういう意味で、恐らくこれは地区の体育指導委員の皆さんでいろいろ話し合っているんだと思います。そういう意見交換の中から地区それぞれで考えていただくということも大事なんでしょうね。

山田委員 そういう自立した形がまた望ましい。

川村委員 地区長会議というのは年間何回かやっているんですか。

本部長 地区長会議は年間2回か3回です。

川村委員 そこでもやっぱりそういう年齢の件について、もっと若い人たちを入れていこうということは話題にはなっていないんですか。

本部長 これだけではなく、ほかの委員さんもいろいろあるんですが、民生委員も含めて、話題には必ず上ります。

川村委員 難しいですね。

本部長 なかなか若い方でというと、そういうのは難しいというのが現状でございます。

川村委員 難しいですね。

委員長 学校現場でも団塊の世代の校長先生が大量に退職されて、若い先生にたくさん入っていただきました。その若い先生たちの研修もこれからは一つの大きな問題にあるようです。先ほど言ったように、いろんな分野でいろんな形でそういう年齢、世代交代の問題、あると思うんですね。それぞれでとにかく一生懸命努力するしかないでしょうね。そんな気がしま

す。

八田委員 1回確認です。

14名が退任されている。そのうち今は、小金地区が3名と言いましたね。あとの11名は補充されているという理解でよろしいですか。

スポーツ課長 それにつきましては、連絡協議会の中で、今後理想の定数の目安が125名ですから、その数に近づけるよう、協力をしていただくというお願いをしていくという形になるかと思います。

八田委員 わかりました。

委員長 125名の枠の中、現在108名。

八田委員 ただ、この14名のうち3名ですね、今……

委員長 補充されたのが。

八田委員 補充されたと示されたのは、そのうちのあとの11名はもう補充されたということでよろしいんですかという、その点です。

委員長 資料4ページの数字はどう読んだらいいんですか。

スポーツ課長 4ページの表ですか。

委員長 五香六実はこれで14のところを合計14となっていますから、この3というのは退任されたけれども既に補充済みという解釈はできますね。

スポーツ課長 4ページの14人というのは平成22年の任期満了に伴う委嘱式の際に退任された方の人数がここに記載してあります。

八田委員 ああ、そうですか。

委員長 ということですね。

それでは、議案第30号につきましてはこれで質疑及び討論を終決し、採決いたします。

議案第30号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定しました。

◎松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について

委員長 最後の議案になります。議案第31号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。公民館長、お願いします。

公民館長 議案第31号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

本議案につきましては、提案理由にお示しいたしますとおり、学校教育関係者として委嘱した委員に欠員が生じたことに伴いまして、後任者を委嘱するものでございます。

2ページをごらんください。

公民館運営審議会の学校教育関係者といたしまして、従来より市内小学校の学校長をお願いをいたしております。これまでお願いをいたしておりました八ヶ崎第二小学校長、宮崎隆治先生が松戸市校長会役職分担の変更に伴いかわられましたので、今回、上本郷第二小学校の三輪睦子校長先生を委員として委嘱することにつきましてお諮りするものでございます。

任期は前任者の残任期間であります平成23年5月12日から平成24年6月2日まででございます。なお、3ページには委員の方の名簿をつけてございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。議案第31号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 他の委員のときもそうでしたので、公民館運営審議会の活動といいますか、状況、あるいは議論されていることについて教えてください。

公民館長 今年は、特にこの2年間をかけまして、前任の館長さんからお話があったと思いますが、家庭教育学級のあり方について公民館長として諮問をしております。今年度末をもってその諮問のご回答をいただけるということになっております。

山田委員 ということは、そういう諮問を受けて年に何回ぐらい会議をなさって。

公民館長 会議的には年3回行われております。

委員長 よろしいですか。

山田委員 はい、結構です。

瀧田委員 公民館事業は、このところ広報なんか見ると結構たくさん講座を開いていらっしゃいますよね。とてもうれしいなと思って見えています。

受講者の年齢分布というのは何か傾向ありますか。

公民館長 すみません。細かいデータはないんですけども、今年度の応募状況を見ますと高齢の方が多くて、60代以上の方がやはり。

瀧田委員 60代以上が多い。

公民館長 はい。昼間の講座が多いので、勤務をされている方などはなかなか難しいと思います。

瀧田委員 そうですね。60代ぐらいの方というと、あそこちょっと公民館のあるところって交通の便が余りよくないですよ。バスに乗って見えるんでしょうけれども。やっぱり近隣の方が多いですか。それとも松戸市全体ですか。

公民館長 いいえ。公民館はご案内のとおり矢切に1つしかございませんので、事業を行う場所というのは駅に近い市民劇場をお借りしたり、市民センターに移したりと市内の各地で講座は行わせていただいています。

瀧田委員 そうですか。じゃ、通う面はまあまあ考えていらっしゃるということですね。

公民館長 はい、そういうことです。

瀧田委員 続けて申しわけないんですが、先ほど家庭教育学級の現状についての意識調査ですか。

公民館長 すみません、家庭教育のあり方ですね。家庭教育学級というのは現在の公民館の事業として行っていることです。家庭教育のあり方について。

瀧田委員 家庭教育のあり方。そうですか、ごめんなさい。学級だとすると若い方が多いわけだから、ちょっとそこに矛盾を感じたんですけれども、家庭教育というと頭の中で考えていらっしゃる家庭教育というのは大体どの世代を考えた家庭教育というふうには。

公民館長 基本的には学校教育の領域とは別としました年代というか、幼児教育から学校の部分で教育すること以外で要するに子供たちの親、子供の教育の仕方になります。これは多分、生涯学習の範囲の中で、高齢者になっても必要なことではないかと考えております。その考え方も踏まえまして、今回審議委員会にどのような方向性がいいのかということも諮問しているという形になっています。

瀧田委員 そうですか。じゃ、その結果が出ましたようでしたら、またご報告なりいただいて、皆さんがどういうふうにご考えているか勉強させていただきたいと思っています。

公民館長 では、結果が出ましたらご報告させていただきます。

山田委員 すみません、ちょっと関連して。公民館が家庭教育全般について所管されているんですか。家庭教育について諮問をしているとおっしゃったので、家庭教育全般について公民館の事業として所管をされているんですか。

公民館長 学校の中で行う行為については学校教育の分野になりますが、保護者は成人なので、学校教育の学年齢ではありません。その部分については基本的に社会教育という分野の中で

行う公民館事業という位置づけでございます。家庭教育については諮問をしている最中ですから、結論はまだですが、基本的には保護者が子どもに対してどのような教え方がいいのかというような指針が出てくることを期待しております。

山田委員 すみません。しつこくて申しわけないんですけども、保護者に対してということは、保護者というのは児童生徒の保護者とおっしゃる方で保護者。

公民館長 はい。

山田委員 保護者に対して、その子供に対する教育に関連することじゃなくて、その保護者本人に対する教育をなさるんですか。

公民館長 いやいや、子供に対する教育のあり方とかなどです。

山田委員 対象は。

公民館長 対象は保護者です。児童生徒ではありません。

本部長 幼児。

公民館長 幼児も含めた児童生徒ではないということです。

山田委員 幼児、児童生徒に対して、こう接したらいいんじゃないかという、保護者について提言がされる。

公民館長 そうです。あくまでも社会教育の領域の中で行っています。ですから、学校の幼児教育、それから児童生徒に対する教育の範疇を超えた部分の中の社会教育、そのために公民館で行っているということです。

山田委員 わかりました。社会教育じゃなくて家庭教育という言葉をお使いになるので、家庭教育というのは学校教育と家庭教育で、子供に対して学校で教育することと、子供に対して家庭で教育することというふうに受け取るんです。私はそれが素直な感覚だと自分の感覚で思うんですけども……

公民館長 教育基本法ですと……

山田委員 ちょっといいですか。最後までしゃべらせてください。家庭教育ということを諮問したということは、家庭教育というのは子供に対して親がどう接するかを紹介しているんだなというふうに理解した、そうですかと言ったら、対象は保護者ですとおっしゃったので、何を一体諮問しているのか、私素人なのでよくわからないので、それが最終的にだれのための教育について諮問なさったのかなというところを、もう一度だけ端的に教えてほしい。

公民館長 家庭において、教育の仕方がわからない等のいろんなご意見があります。教育委員会の場合、生涯学習という概念が取り入れられています。社会教育、家庭教育、地域の教育

の向上、それから大学等、総じて生涯学習だというような考え方になっています。従前は学校教育と社会教育ですべてが生涯の教育のような形になっていました。いまの学校教育は直接児童生徒等に教えることになっています。それ以外に生涯にかかわって学ぶことについては社会教育の領域もあるし、家庭に対する教育もあるし、それから地域にかかわることも教育力の向上という部分もあります。そういう概念の中で今回家庭教育に対して諮問しているのです。家庭でのお子さんへの接し方、教え方、それに教えるツール等についての諮問になると思います。諮問委員会の内容は申し上げられないですが、考えとしては今述べたようなことです。端的に言って、子どもに対する教え方であることをご理解ください。

山田委員 それをたまたま公民館が担当しているというわけですね。それは公民館の事業として、これを家庭教育全般についてを所管なさっているということでもいいわけですね。

公民館長 うちの事務分掌ですと、社会教育課と多少かぶりますが、講座は公民館にあります。やはり松戸市としての方向性や、どういう講座をするのかということも含めて、公民館運営審議会に諮問していくという考えです。

山田委員 わかりました。ようやく理解できました。すみません。

委員長 質問の趣旨は2点あると思います。山田委員の関心事は2点目なのですが、2点目は後で言います。第1点目は、今、公民館長がおっしゃったように、法律の根拠条文は教育基本法にあります。教育基本法5条に義務教育というのは何かという定義づけがある。学校教育については6条です。家庭教育は10条で、社会教育は12条になります。そのほか13条が学校、家庭及び地域住民等の相互の連携・協力というのがあります。14条は政治教育で15条が宗教教育です。そのような言葉遣いをしている中での家庭教育ということになります。

家庭教育に関する5条の第2項は、国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない、と定めています。それに基づいて、松戸市では一部は公民館にその管掌部門があるというふうな説明だと思いますが、そのような理解でよろしいですか。

公民館長 はい。

委員長 山田委員の第2の質問というか心に思っていることは実はこういうことなんだと考えます。以前この教育委員会会議で松戸市の英語教育や言語教育をどうするかについて議論しました。その際、せつかく小中で一貫していい教育をしていこうということをやると、そのことは幼稚園や、あるいは保育園の子どもたちとも何かどこか関連づけたほうが効果は

上がるんじゃないかと。学校教育は小中の子どもたちの教育が中心だけれども、下のほうの保護者の皆さんにもそんなことを伝える必要があるし、そういう意味の広報活動や、あるいは情報提供も必要だろうということを以前おっしゃったんです。それがあつものだから、山田委員は、家庭教育といった場合にはそんなことも一緒にセットにさせていただけるとうれしいなという気持ちが多分あるんですね。そんなことでいいでしょうか。

山田委員 ありがとうございます。そのときに教育長からもご意見をいただいて、そんな一足飛びにすべてが一定の方向に動き出すものではないということは私も理解をしています。しているんですけれども、たしかご質問をしたときにも、明確にそういうものを担当して、どこどこがやりますというふうなものが余りないんですよ。これは公民館がやるのはたまたま講座を開催するので、その中の一環として家庭教育という講座の部門、そのほかにもいろいろあるけれども、それもあるのをそれをどうしましょうということを諮問して、何か出てきたら形にしましょうかということをつたつたままなせる、公民館が。ですので主に担っているわけではない。

だから、そこに急ぐか急がないか、時期的な問題はあるにせよ、地域全体で教育をやっていくということに関して、こういう場で委員の方にフリーハンドで議論してもらって、果たしてそうやっていくかということ、やっぱり一定の何か。これは誘導はいけないと思いますけれども、いい形で成果を上げるということに少しずつベクトルを向けないと、お金をかけただけの成果が、あるいは時間をかけただけの成果がないんじゃないかというのがあります。關先生、今引っ張り出していただいたんで、あえて言うとそうなんで、なせるんであればそういう形があるといいなと思いますし、ただやはり行政が何かを押しつけるということに関して、家庭教育の自主性を尊重するんだということとの兼ね合いがあると思いますので、大変難しいなというふうには思います。

公民館長 現在、社会教育課長会議を設けておりますので、今後そういう議論も含めていきたいと思っています。また健康福祉本部の子育て支援の関係については、全く情報がないわけではありません。お互い講座の情報の提供なり、受講者の要請等を聞くといったものは行っております。

委員長 広報まつどの中に市の目標といますか、松戸市の総合計画の中にも似たようなことがあつて、松戸市の明るい未来をつくるリーディングプランとしては、住んでいるのが誇らしく見えるまちだとか、みんなの協力でにぎわいのあるまちだとか、自分たちのまちは自分たちでつくる元気なまちと。この中でたしか市長さんもおっしゃっていたけれども、若い人

が住みたくなるようなまちというようなこともひとつ目指していますよね。それはとっても重要なことで、そんな意味でどんなふうなまちづくりをしたら若い人たちが気持ちよくここに住んでいただけるか。やっぱり子供の成長・発展を願うことも重要ですよね。そのための環境がそろっていることも重要ですよね。したがって、そんな市の施策等もにらんで、松戸市の教育委員会としては今、公民館教育としてもこんなことも考えていますという、社会教育もそう、学校教育もそうというつながりを、やっぱり教育長のもとで何かつくっていただきたいと、そんな趣旨にご理解ください。いいでしょうか。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 それでは、議案第31号はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第31号についての質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第31号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

本日の議題は以上です。

◎その他

委員長 その他に移りますが、何か報告事項ございますか。

学校教育担当部長 お手元の資料ですけれども、きょう松戸市の交通安全こども自転車大会が実施されました。その速報でございます。

そこに書いてある学校すべてが県大会に出場する権利を得ている状況です。

松戸の代表として頑張ってくれるものと確信しています。

参考までに、小金小学校につきましては県大会で7連覇をしています。八ヶ崎小学校、八ヶ崎二小も一昨年は県大会で1、2、3位独占、昨年も小金小学校、八ヶ崎小学校がワンツーフイニッシュという状況でございます。

参考までに、この大会には参加していませんが、松戸市のユーカーリ交通公園を利用しまして、小学校44校をすべて自転車安全教育は実施をしています。

2点目。前回の会するときにも松戸の避難をしている子供たちの状況はということで報告をさせていただきましたが、現在の状況を報告させていただきます。

現在は、21校52名が現在松戸の小学校に通っています。中学校は10校16名、そして市立松戸高校については1名という状況です。そのうち新入生ですけれども、1年生につきまして、小学校は5名の新入生を迎えました。中学校については6名の新入生を迎えました。

そして、松戸市のほうに寄せられた支援金を活用させていただきまして、市内の小中高校で受け入れをしている方々に支援金として中高生については一律9万円、小学生については6万円、そして先ほどお話をさせていただきました新1年生につきましては、プラスをして2万円を支給させていただいているところです。小学校52名受け入れのうち、震災に遭って被害を受けたものの、震災前から松戸に転入を予定していたので、私は被災難民ではありませんということで、支援金を辞退された方が1名いらっしゃいます。したがって、52名のうち51名が申請の手続きをし、合計になりますけれども、481万の支援金の支出をさせていただいたところでございます。

委員長 ありがとうございます。この件については継続してご報告いただけるものと思います。委員の皆さんから何かございますか。なければ、次回の会議日程について、事務局からお願いします。

企画管理室長 平成23年6月の定例会でございますけれども、来月6月2日の木曜日、午後3時からこちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

委員長 次回の教育委員会会議は6月2日午後3時から、本会議室にてということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「結構です」の声あり)

委員長 それでは確認します。次回教育委員会会議は平成23年6月2日木曜日、午後3時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成23年5月定例教育委員会会議を閉会とします。どうもありがとうございました。

閉会 午後 3時50分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員